

令和 6 年度第 2 回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和 6 年 6 月 4 日（火）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：藤原教育長、塩川委員、原田委員、大谷委員、金津委員

事務局：藤原副教育長、川上副教育長、教育委員会次長（教育総務課長）、生徒指導推進室長、皆美が丘女子高等学校長、皆美が丘女子高等学校事務長、こども子育て部長、こども政策課長

1 開会宣言（藤原教育長）

○藤原教育長

本日の会議は報告案件が 2 件、議案が 4 件、その他報告が 2 件となっている。

本日、非公開に該当する案件はないと聞いているが、事務局、それでよろしいか。

○事務局

その通りである。

○藤原教育長

それでは、会議規則第 2 条に基づき、本日の委員会は全て公開とする。

また、本日も出席者については説明者など、必要最小限の人数での対応とすること
にしているため、ご理解をいただくよう、よろしくお願い申し上げます。

2 会議録の確認（令和 5 年度第 13 回）

……………修正なし……………

3 会議録署名者の指名（塩川委員、大谷委員）

4 報告【2 件】

○藤原教育長

それでは、事務局から説明をお願いする。

【報告第 6 号 令和 5 年度小学校、中学校及び義務教育学校不登校・不登校傾向及び問題行動の調査結果並びにいじめの認知状況について】

○奥原生徒指導推進室長

まず、不登校及び不登校傾向児童生徒の状況についてである。資料の 2 ページをお願いする。

まず、小学校に関するものであるが、上段の表、不登校 345 人。前年度より 66 人の増となっている。不登校傾向 117 人。前年度より 4 人増である。

不登校の内訳として、男子が 178 人、女子 167 人と、昨年度よりそれぞれ約 30 人ずつの増加となっている。

中段の表であるが、学年ごとの不登校児童数の推移となっている。例えば、令和 4 年度の 5 年生の不登校は 70 人であった。令和 5 年度には 6 年生となって 98 人。28 人増加したということになる。

令和 4 年度の 6 年生の不登校 72 人は、3 ページの中段の表にある右端のグラフの一番下、令和 5 年度に中学 1 年生に進学して 106 人。34 人の増加ということになる。

2 ページに戻り、上段の表。外に出かけるなど、自由に過ごす児童であるが、令和 4 年度 175 人であったものが、令和 5 年度は 207 人。約 30 人の増となっている。

上段の表の下、閉じこもり率であるが、これは、閉じこもりがちな児童に対して全体の数 345 人で割ったものとなる。22.1%となり、昨年と比べてマイナスの 3.3%となっている。

資料の 3 ページ、中学校についてであるが、上段の表、不登校生徒 376 人で、前年度より 63 人の増となっている。不登校傾向の生徒 68 人。前年度より 6 人の増となっている。

内訳であるが、不登校の男子生徒 194 人、女子 182 人。男子が 20 人の増、女子が約 40 人の増ということになっている。

外に出かけるなど、自由に過ごす生徒については、令和 4 年度 230 人であったものが、令和 5 年度 247 人。約 20 人の増となっている。

閉じこもり率については、376 人中 60 人。16%ということになっている。

小学校、中学校ともに、それぞれの学年で不登校・不登校傾向の児童生徒、年々増加している状況である。特に小学校の低学年で増加しているというような傾向が伺え

た。不規則な生活リズム、人間関係、家庭環境、学校や集団への抵抗感など、原因はそれぞれ考えられるが、今後アンケートを実施し、より詳細な実態把握を行い、有効な支援につなげていきたいというように考えている。

また、学校に対しても、担任による個別対応のみでなく、サポートワーカー、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどによる支援、相談支援機関との連携も含めた、より適切な組織的対応・早期対応について支援していきたいと考えている。

また、今年度より、閉じこもりがちな児童生徒に対して、どこにもつながらない子どもをなくす、こどもの学びを止めないということを目的として、オンライン学習支援事業「ボタンねっと」を実施している。現在、約 30 人の申し込みを受けているところである。ちょうど開始からひと月が経過したため、今後アンケートを実施し、学校及び保護者との情報共有を実施し、それを基に内容の改善・見直しを図っていく予定である。

続いて、問題行動の状況についてである。資料の 4 ページをお願いする。グラフは令和 3 年度から令和 5 年度の問題行動報告件数をまとめたものである。上段に小学校、下段に中学校を示している。

小学校については、概ね全ての項目で減少が見られる。特に生徒間暴力が減少しているが、各学校における暴力行為の捉え方を見直し、軽微なものについては、これまで生徒間暴力で挙げていたものをその他のほうで計上するということになり、この数になっている。

その他の中のいじめに関する案件であるが、いじめの加害行為が 392 件となっている。内訳としては、落書き、髪を引っ張る、ものを投げる、首を絞める、つねる、引っ搔く、ボールをぶつける、水をかける、押す、オンラインゲームでのいやがらせ、叩く、追いかけるなどが挙げられている。また、この中にはネットによる誹謗中傷が 7 件含まれている。

その他の中のいじめ以外の項目についてであるが、消火器の噴射、リストカット、ピアスをつけての登校、スマホの持ち込み、空き家に侵入、落書き等が計上されている。

生徒間暴力 24 件については、全てにおいていじめの加害行為として認知をしているところである。

中学校については、火遊び、盗み、飲酒、喫煙、家出が若干ではあるが増加傾向である。器物損壊、生徒間暴力は減少である。生徒間暴力については、先ほどの小学校同様、その他のほうで計上したということになっている。

生徒間暴力 34 件については、全てをいじめの加害行為として認知をしている。

その他の中のいじめに関する項目であるが、小学校で挙げたものに加えて、中学校では胸ぐらを掴む、押し倒す、頭突きをする、無視する、威圧するなどがある。

また、ネットによる誹謗中傷、ネット上への画像の不適切な掲載、LINE 外しなどが 37 件含まれている。

いじめ以外のその他については、殺虫剤を噴射、車の無免許運転、インスタでのなりすまし、教師を威嚇する、テストの改ざん等が挙げられている。

小・中学校ともに暴力行為とまではいかない些細なトラブルが増加している傾向にあると見ている。学校が細かいことにも丁寧に組織で対応したということが伺えると思っている。

続いて、資料の 5 ページからは、いじめの認知状況についての報告である。

(1) 松江市における小中学校別いじめ認知件数の推移のグラフである。令和 5 年度の認知件数は、小学校が 439 件、中学校が 522 件であった。年によって多少の増減はあるが、令和 5 年度も約 1,000 件の報告を受けている。しかし、これは各学校において初期対応・組織的対応の意識が高まってきたこと、それに伴って積極的ないじめの認知が進んでいること、いじめの認知がこども理解・関係づくり・環境づくりにつながっているものとして捉えている。

また、各学校のほうで丁寧にいじめの対応を行って、細やかな聞き取りをしていた結果、双方向によるいじめとして報告されているということも全体の認知件数の増加につながっていると考えている。令和 4 年度までの全国と島根県のデータしかないが、いずれも増加傾向にある。

下のグラフ、(2) 小・中学校の学年別いじめ認知件数である。小学校では、中学年と高学年の認知件数が多く、発達段階や環境によって不安定になりやすい多感な時期のこどもたちのトラブルが多い様子が伺える。

中学生になると、学年が進むにつれて認知件数が減少する傾向にある。些細なトラブルが多い 1 年生の時の丁寧な対応により、生徒の成長につながって、より良い集団生活の基盤づくりとなっているのではないかと考えている。

6 ページの (3) いじめの対応についてである。令和 5 年度は、小中学校ともに①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりするという項目が多く報告された。言葉での嫌がらせ、行為による嫌がらせが多く、加害者の軽率な行動・判断不足が原因でトラブルとなっているという場合が多く見られた。

また、⑦の具体的な内容としては、殴るふりをする、カッターナイフを取り出すなど、相手を威圧するような行為も報告されている。

また、令和 5 年度の④の暴力行為の件数については、特に小学校で大きく減少している。これは先ほどの問題行動のところと同様に、各学校で暴力行為の捉えを再確認し、これまで④に計上していたものが③・⑦に推移したものと考えている。

また、中学校では、⑧SNS に関わる事案が年々増加している。

⑨その他の内容については、先ほどの問題行動のところでの報告と重なるため、省略させていただく。

SNS に関わる事案は、悪口や画像などが拡散し、その後の対応が難しくなる場合がある。引き続き初期対応はもとより、情報モラル教育、ネットトラブルへの適切な指導について、学校と連携して取り組んでいきたいと考えている。

なお、いじめの対応の振り分けについては基本的に各学校での判断としているところであるが、判断に困ることがある。そこで、今年度の報告から、文科省による問題行動に関する調査に揃える方向で、市のいじめの報告についても⑨その他の扱いを見直し、基本的に①から⑧のどこかへ振り分けるというように変えていきたいと思っている。

同じく 6 ページの (4) である。いじめ発見のきっかけについては、小学校では①、⑦のいじめを受けた本人、その保護者からの相談が多くあった。

中学校では、①のいじめを受けた本人からの訴えに次いで、④担任以外の職員からの情報が多く報告された。中学校では、休憩時間や部活動の時間、下校時にトラブルが発生する場合があります、学級担任以外が現場を発見・対応するケースが多く報告された。

7 ページの (5) いじめの形態についてであるが、小学校・中学校とも加害児童生徒 1 人、被害児童生徒 1 人のケースが最も多く報告された。繰り返しにはなるが、これは 1 対 1 のトラブルを学校がきちんといじめとして積極的に認知するようになったた

めだというように考えている。

加えて、1対1のけんかの場合、双方向のいじめとして認知される場合が多い。このことについても、①の形態が増える理由として考えている。

今後も不登校や問題行動、いじめの課題に対して、各学校のほうとしっかりと情報共有・連携をしながら、改善や解消に向けて取り組んでまいりたいというように考えている。

報告は以上である。よろしくお願いします。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

○塩川委員

全国的な不登校・問題行動、いじめの増加と同様に、松江市でも増加しているというわけではないかと思う。

そういう事象が発生した場合に早期発見・早期対応が必要ということで、市教委、生徒指導推進室を中心にやっているとされていると思う。検証というのが難しい状況だとは思いますが、今後も学校と連携を取っていただき、よりの確な対応をしていただければと思う。

不登校対策としてのボタンねっとの活用ということで、児童生徒や保護者も期待が大きいと思うので、ますます充実して、改善を図りながら、大きな対策の1つとして今後も取り組んでいただきたいと思う。

以前お聞きしたが、特に不登校の児童生徒の保護者へのアンケートの実施を教育長も重視して対策としてやっていきたいというお話をお伺いした。回答数の絶対数がまだ足りないため、不登校に限らず、保護者や児童生徒の実態把握により努めていただければと思う。

教職員が日常生活や学校生活を通して児童生徒と向き合う時間の中で早期発見や早期対応ができると思う。特に小学校や中学校では、学期に1回、教育相談ウィークをどの学校も設けられて、1対1、Face to Faceで、特に担任の先生とある程度時間を取って向き合う時間を確保しておられるのではないかと思います。大変多忙だとは思いますが、学期に1回はしっかり児童生徒と向き合う時間を確保していただきながら、早期発

見・対応につなげていただければと思う。よろしくお願いします。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○原田委員

3点ほどお話ししたいのだが、まず1つが不登校の生徒がすごく増えていて、不登校傾向は男子が若干減ったという状況があると思うのだが、それが不登校傾向から不登校に移動したから人数が減っているのか、流れがもし分かれば、もう少し詳しく教えていただけたらと思う。

次の4ページのグラフのその他について説明していただけてよく分かった。ネットに関しての件数は中学校でも多いと思うため、このグラフの中でもネットの部分は単独であったほうが良いのではないかと思った。

7ページのいじめの形態であるが、一番多いのは1対1のけんかというように結果が出ている。加害者が複数で被害者が1人というところが増えているのが気になっており、フォローはしっかりされているとは思いますが、丁寧にやっていただきたいと思った。

以上である。最初の1個目を教えていただけたらと思う。

○奥原生徒指導推進室長

不登校傾向の子が不登校に推移しているのかという御質問だが、今後詳しい様子アンケート等を行って検証していきたいと思っている。1つの参考の情報としては、昨年度の不登校傾向の子や青少年相談室に通所している児童生徒数は、小学生が20人、中学生が25人いた。計45人通出をしている。そのうちの学校復帰を果たした児童生徒が16人と聞いている。この情報だけでは不登校傾向の子がどちらに推移したかということは申し上げられないが、今後検証をしていきたいと考えている。

ネットのグラフについて、生徒指導推進室でも中身をもう少し詳しく調べていかなければならないという話もしているため、見直しをしていきたいと思っている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○金津委員

3点ある。このアンケートの状況の把握の、外に出かけて自由に過ごしているというところについて、以前、それをどう捉えれば良いのか質問をさせていただいたことがあった。すると、「学校としても、親としても、閉じこもってられるよりは、外に出かけてくれるほうが良い」と、ポジティブに捉えているということをお聞きしたことがあった。そのときは「なるほど」と思ったのだが、そのあと疑問も湧いてきて、どこで何をしているかというのは、学校や親が把握するのか。日中にそれぐらいの子がぶらぶらしていると、補導をされていないのか。

以前、不登校の問題に合わせて、フリースクールの実態について質問をさせていただいたときに、「松江市として調査中で、まだはっきり掴めていない」とおっしゃっていたが、その後はどうなのか。

1対1のけんかを学校がいじめとして積極的に認知するようにしているということ、以前から確かにその方針だったと思う。けんかといじめは私の中でイメージが違っており、けんかの中でもパワーバランスのケースがあるものをいじめにしているのか、ただ単にけんかではなくパワーバランスに違いがあるものをいじめに入れているのかという疑問である。

○奥原生徒指導推進室長

1点目について、去年の会議録等を見て、比較的に自由に過ごす児童生徒はかなりの数がいるが、補導されたり家の外に出て問題行動を起こしたりするという報告は受けていない。街の中でぶらぶらという認識は持っていない。

これも詳しく調べてみないと分からないが、比較的自由にというところで、欠席は30日を超えているが、別室登校しているだとか、相談支援センターや教育センターなどの関係機関に通所している児童生徒もいると思う。

また、フリースクールのようなところへ通っている児童生徒もいると認識をしている。フリースクールについては、昨年度に8カ所、生徒指導推進室として訪問させてもらって、情報を共有させてもらっているところである。今年度も1カ所訪問させてもらって、内容等について情報を共有させていただいているところである。

これについては、出席扱いにするかしないかといった問題や、中身の問題や学校・保護者との連携について生徒指導推進室としても情報を集めて検討していかなければならないと思っている。

いじめの認知について、1対1のけんかということであるが、基本的には、パワーバランスというよりも、トラブルの中で、どちらかが被害を受けた、嫌な思いをしたという一方的な行為は当然認知する。けんかとなると双方向の行為が認められ、叩かれたのを叩き返したとか、悪口を言われたから悪口を言い返したとかを、けんかと捉えて双方向のやり取りとして認知をしている。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

○大谷委員

島根県全体の不登校率が比較的に高いと思うが、松江市でも特に増加していることを見ると、不登校の原因になっていることをどのように分析しておられるか、もう少し詳しく伺ってよろしいか。

○奥原生徒指導推進室長

不登校の原因については、申し訳ないが、ここで私が私見で言うべきことではないと思うため、きちんと検証をして、どういう傾向にあるのかというところをお伝えさせていただければと思う。

○大谷委員

過去も検証は特になかったのか。また新しいデータが分析されたら教えていただけたらと思う。

全国の傾向を見ても、不登校はなかなか原因が分かりにくいデータしか出ていないと思う。全国的に高いということと、増えているということを考えると、原因がもう少し明らかになると、支援の仕方も明らかになるかもしれないと思って伺った。分かったら教えてほしい。

○奥原生徒指導推進室長

過去のアンケートの結果では、友達関係によるもの、学校の教員に関するもの等が挙がっていた。過去のアンケートの結果では、保護者の回答にも原因は特にはっきりしないところがあるため、併せて今後検証したいと思う。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

4 ページのその他の分類の見直しというのは、去年も同じことを言っているはずであるため、早急に見直しをするようにしてほしい。

今年度アンケートをするわけだが、先ほどから出ているがやはり実態を把握されていないというのが最大の課題だと思っている。こどもたちが一体どこで何をしているのか、どことつながっているのか、全くつながっていないのはどの子なのか、そういったところをしっかりと把握する努力を今年もしっかりやってもらいたいと思う。

不登校の子は、昨年やったアンケートでは、保護者もこどもも回答率3割弱ぐらいだった。それぐらいしか答えてもらえないところに問題があるため、回答率を高める努力をすることが非常に大切だと思っている。紙ベースとタブレットを両方使ったアンケートになると思うため、しっかり内容を精査して対応してもらいたいと思う。

もう一度確認しないといけないが、フリースクールの実態について、ホームページで見られるようにするという話をしていたと思うが、これもまだできていないということか。早急に出せるところをしっかりと出して、保護者のみなさんにも情報が伝わるようにしてもらえないか。

それから、併せて、教員用につくったしじみボックスの中身についても、保護者が見られるような形でホームページで公開するという話もしていたはずである。早急にもそれに対応してほしい。

あと、国から「1人1台タブレットを、もっとこどもたちの日常生活の変化を確認するために使いなさい」というように言われている。毎日、ほんの些細なことでも良いため、前の日と違うようなことが起こったらタブレットを有効に使って、こどもたちの実態をリアルタイムで把握する努力も学校現場で是非やってもらわないといけないところだと思うため、そこもしっかり現場と話をし、早期に導入できるようにし

てもらいたいと思っている。

それでは、報告第 6 号については以上とする。

【報告第 7 号 令和 6 年度松江市いじめ防止基本方針について】

○奥原生徒指導推進室長

別冊資料を御覧いただきたい。これについては、先般開催した松江市いじめ問題対策連絡協議会において、委員の皆様にご確認いただいたものである。

昨年度のところで、文科省からの通知や事務連絡等を受け、大幅な変更・追記を行っている。したがって、今年度、大きく変えているところはない。

第 1 章のところには、いじめ防止対策の基本的な考え方、第 2 章はいじめ防止等のための松江市の施策、第 3 章はいじめ防止等のための学校が実施すべき施策、第 4 章は重大事態への対応について記載をしている。

資料の最後に、資料として先ほど説明をした「いじめの認知状況について」を掲載している。今月中にこの松江市の基本方針を各学校へ配付する。学校でそれを受けて各校の学校いじめ防止基本方針の点検・修正を行っていただく予定にしている。9 月のところで各学校のホームページ、学校だより等で公表し、保護者や地域へ周知していただく運びとなっている。

以上、御報告させていただいた。よろしく願います。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

今年度は特に大きな変更はないという御理解でお願いをしたいと思います。

それでは、報告第 7 号については以上とする。

5 議事【議案 4 件】

○藤原教育長

議第 3 号、松江市立揖屋小学校校舎長寿命化改良（建築）工事の請負契約締結に関する議案の調整依頼についての審議に入りたいと思う。

なお、金津委員におかれては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条

第 6 項の規定により、「教育委員は、自己、配偶者もしくは 3 親等以内の親族が従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その議事に参与することができない」、このように定められているため、この議案の審議から除籍をする。金津委員には退席をお願いする。

それでは、事務局から説明をお願いする。

【議第 3 号 松江市立揖屋小学校校舎寿命化改良（建築）工事の請負契約に関する議案の調製依頼について】

○大谷次長

議案は 11 ページを御覧いただきたい。松江市立揖屋小学校校舎長寿命化改良（建築）工事の請負契約締結に関する議案について、松江市長に調製依頼をするものである。

12 ページをお願いする。今回、工事請負契約を締結するのは、揖屋小学校の既存校舎の教室棟と管理棟の改修及び新たにエレベーター等の設置、通級教室の増設等を行う長寿命化改良の建築工事である。

教室棟・管理棟については、屋上の防水、外壁の塗装、防音仕様のサッシへの取り換え、トイレ等の改修を行うほか、躯体改修としてはコンクリートの劣化対策等を行うことにしている。

契約方法は一般競争入札。契約金額は 9 億 3,390 万円。契約の相手方は、カナツ・幸陽・八光特別共同企業体である。入札参加者は 1 事業者で、落札率は 99.46%である。

なお、松江市立揖屋小学校については、令和 5 年度から改修を行っており、令和 5 年度には体育館の改修を終えた。

また、令和 5 年度から 6 年度にかけて、ラーニングコモンズやバリアフリートイレ等のある会議室棟を新たに整備する増築等の工事に着手をしているところで、ラーニングコモンズは 8 月中に、会議室棟は 11 月中に完成する予定である。

説明は以上である。

○藤原教育長

平面図はないのか。

○大谷次長

教育委員会会議のほうには特に御用意をしていない。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第 3 号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、3 号議案は承認をされた。

金津委員の除籍を解除する。金津委員はお入りいただきたい。

【議第 4 号 松江市立揖屋小学校校舎寿命化改良（電気設備）工事の請負契約に関する議案の調製依頼について】

○大谷次長

議案は 13 ページを御覧いただきたい。松江市立揖屋小学校校舎長寿命化改良（電気設）工事の請負契約締結に関する議案について、松江市長に調製依頼をするものである。

議案は 14 ページをお願いします。議第 4 号は、先ほど議第 3 号で御説明した揖屋小学校既存校舎の教室棟と管理棟の改修及び新たにエレベーター等の設置、通級教室の増設等に係る長寿命化改良の電気設備工事である。

電灯設備を LED 化するほか、コンセント設備、音響設備、消防設備等の改修を行う。

契約方法は一般競争入札。契約金額は 1 億 6,500 万円。契約の相手方は、島根電工・山代電気特別共同企業体である。入札参加者は 3 事業者で、落札率は 98.52%である。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。この件について質問や意見はあるか。

…………質問・意見なし…………

それでは、お諮りをする。議第 4 号について、承認することとしてよろしいか。

…………異議なし…………

それでは、議第 4 号については承認をされた。

【議第 5 号 東出雲公民館（揖屋ふれあい会館）解体工事の請負契約締結に関する議案の調製依頼について】

○藤原副教育長

私からは、東出雲公民館（揖屋ふれあい会館）の解体工事の請負契約締結に関して、議案の調製を先ほどの揖屋小学校と同じように松江市長に調製依頼をするものである。

揖屋にある東出雲公民館の解体であるが、東出雲の公民館は昨年 6 月に支所、公民館、図書館、子育て支援センター、地域包括支援センターという 5 つの機能を併せ持つて複合施設としてオープンした。

今まで使っていた施設については、その機能を全てそちらのほうに移したため、旧施設というのは壊すものであるが、特に新しい公民館を建てたところは、前の揖屋ふれあい広場という公園の上に建てたものであるが、都市公園法により、そこに同じだけの公園を新たな場所に確保しなくてはいけないという規定がある。そこで、まず、公民館のほうから先に解体をするというものである。

前の公民館については、昭和 51 年に造られたもので、3 階建ての鉄筋コンクリート造である。

先ほど申し上げた通り、この議案を提案したいというように思っているが、今後この施設を解体したあと、どのようにその場所を使うかということについては非常に大事なことで、地元からも様々な要望が出ている。これについては、私の説明の後、こども子育て部長から、地元からどういう要望が出ていて、どういう調整をしているかということを説明させる。

私が説明することは、次の 16 ページを御覧いただきたい。契約の概要について説明申し上げる。契約金額は 1 億 6,717 万 8,000 円。契約の相手方は、宍道町にある株式会社増原産業建設である。工期のほうは、令和 7 年 3 月 7 日までというようにしており、入札の参加者は 2 社であった。落札率は 80.20%ということでの今回の契約で

ある。

今後の活用策について、玉木部長から説明させる。

○玉木こども子育て部長

こども子育て部から、旧東出雲支所と旧東出雲公民館跡地の活用について御説明させていただく。お手元に3枚の資料を置かせていただいております、そちらを御覧いただきたい。

これまでの経過として、航空写真のような図があると思う。これが現在の地図で、先ほど説明のあった旧支所と旧公民館があった場所が上の赤の囲みの部分である。左下が現在の支所・公民館、複合施設ヨリアイーナがあった場所のうち、揖屋ふれあい広場があった箇所になる。

右下に現在揖屋幼保園がある。幼保園は、この4月に揖屋幼稚園と揖屋保育所が幼保連携型認定こども園に移行したところである。

この揖屋ふれあい広場については、上の赤の囲みの旧支所・公民館跡地へ移転し、当初は、この残った部分は売却する計画。

揖屋幼稚園については、老朽化により現地建て替えで準備を進めていたところである。

その中で、ヨリアイーナ建設時に、地元から「旧支所・公民館の場所は、公共的福祉に資する施設での活用をお願いしたい」という御意見があったことと、幼保園については、現地建て替えによる敷地の制約や工事の騒音による保育の影響、送迎の課題もあることから、旧支所・公民館跡地へ公園と一緒に幼保園の移転新築を検討したところである。

このことにより、工事によるこどもへの影響や送迎の安全性、公園の隣接による環境面の向上などの利点などがあることと、また、幼保園の土地が移転によってまとまった土地として売却できるという利点もあるため、公園と幼保園を旧支所・公民館跡地で一体的に整備する方向で見直しを行ったところである。

1枚めくっていただいて、移転先の配置案を3案ほど今考えているところである。案1は、公園を体育館の北側、幼保園を体育館東側に配置する案である。保育環境は、周辺道路の交通量が少ないことによって安全性は確保できる一方で、道路が狭くて送迎の車が混雑しやすいこと、線路が近いことによってお昼寝などの保育環境の影響が

心配されること、幼保園の形状がいびつになることで使いにくくなるといったことが課題としてある。公園側は、スケボー場やバスケットコートが住宅街に近いということで、騒音が心配という課題があるところである。

案２と１枚めくっていただいた案３は、いずれも公園を体育館東側、幼保園を北側に配置している。２つの案の違いは、公園部分を案２のほうがバスケ、スケボーなど用途に分けて整備をしていること。案３は多目的広場として、その用途に応じて使えるように整備して、芝生や遊具広場を広くとれる案である。いずれも幼保園は線路から遠くなり、騒音が少なくなる一方で、交通量が多い道路に対する安全対策が必要になるなどの課題がある。

資料１枚目に戻っていただいて、それぞれのスケジュール案を下の表のところに書かせていただいている。公園については、８年から工事の予定で１０年供用開始。幼保園は７年から基本設計・実施設計、９年から工事で１１年に供用開始の予定としている。

先ほどの３案を持って、３月１４日に東出雲のまちづくり協議会、４月のところで揖屋幼保園の保護者と職員へ説明を行っている。５月のところで、近隣の揖屋地区の７自治会に３回ほど説明会をさせていただいている。いずれも公園の使い方や交通対策などの御意見をいただいているので、意見を踏まえながら配置を決定し、計画や設計に反映させていこうと考えている。

説明は以上になる。よろしくお願いします。

○藤原教育長

説明が終わった。そうすると、まず、解体工事の議案に関する質疑に入りたいと思う。何か質疑はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第５号については、承認することとしてよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第５号は承認をされた。

併せて、説明があった解体後の活用について、何か質問や意見はあるか。

○原田委員

私も体育館のほうをバスケットで使ったりしていたのだが、駐車場が少ないというイメージがあったのだが、駐車場の台数というのは変わる感じなのか。

○玉木こども子育て部長

駐車場も3案ある。例えば案3で、この多目的広場は駐車場にもすることができる。その使い方もあり、保育園の送迎の車もあるため、駐車場が少なくなるということはないように検討していこうと思っている。

○藤原副教育長

ほかに何かあるか。

○塩川委員

いろいろな条件の中で最適な案をこれから選定されるわけであるが、地域の方のニーズに応じた、より効果的なものにしていただきたいと思います。特に幼保園の設置ということで、こどもが安全安心に生活できるということを最優先にしていいただければと思う。よろしくお願いします。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、この件については以上で終わりたいと思う。

【議第6号 令和7年度使用松江市立皆美が丘女子高等学校用教科用図書の採択の基本方針について】

○糸川事務長

議案書17ページを御覧いただきたい。皆美が丘女子高等学校で使用する教科用図書の採択の基本方針について、松江市教育委員会として定めるものである。

18ページを御覧いただきたい。こちらに基本方針の案を掲げている。この基本方針は、島根県教育委員会が決定する県立高等学校用教科用図書の採択の基本方針を参考にしながら作成しており、内容については、昨年度のものとは変更はない。

1 番の採択の基本方針については、関係法令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行うことと、採択は校長の意見を聴取した上で松江市教育委員会が行う。この2点である。

2 番の採択基準については、文部科学省が発行する「高等学校用教科書目録（令和7年度使用）」に登載されている教科用図書から採択すること。ただし、教科用図書が発行されていない教科については、教科の主たる教材として教育目標の達成上、適切な図書を採択するとしている。

3 番の採択の観点については、皆美が丘女子高等学校の特色、教育目標、生徒の実態及び教育課程に適合したものであるかを考慮した上で厳正に行うものとしている。

4 番の採択に係る留意事項については、記載の通り掲げており、公正かつ適正な採択に向けた準備を今後進めていくものである。

なお、採択に向けて、今後のスケジュールについては、校内で教科ごとの教科書の研究を重ね、教科書選定委員会、これは校長を委員長として、教頭と各教科主任が参加するものである。この委員会を設置して検討を行い、教科用図書を選定する予定としている。その後、改めて教育委員会会議に採択案をお諮りしたいというように考えている。

説明は以上である。

○藤原教育長

説明が終わった。質問や意見はあるか。

○大谷委員

直接は関係ないかもしれないが教えていただきたい。デジタル教科書に関して、義務教育の扱いとはまた変わってくると思うが、7年度に向けて、デジタル教科書、学習者用と教師用はどのような扱いを考えておられるか教えていただけるか。

○多々納校長

デジタル教科書、デジタル指導書については、県のほうでも検討を重ねているところである。県のほうの協議結果を参考にさせていただきながら、本校でもより良いものがあれば使っていくというように考えている。今のところまだ俎上には上っていない

い。

以上である。

○藤原教育長

ほかに何かあるか。

………質問・意見なし………

それでは、お諮りをしたいと思う。議第 6 号については、承認することとしてよろしいか。

………異議なし………

それでは、議第 6 号は承認をされた。

6 その他報告【2 件】

○藤原教育長

それでは、事務局から説明をお願いする。

【その他報告（1） 専決処分の報告について（令和 5 年度松江市一般会計補正予算（第 10 号）（教育予算））】

○大谷次長

議案は 19 ページを御覧いただきたい。本報告については、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和 6 年 3 月 29 日に令和 5 年度松江市一般会計補正予算（第 10 号）について専決処分を行ったものである。

議案 21 ページに概要を掲載している。件数で申し上げますと、歳入が 3 件、歳出が 4 件である。

続いて、議案 22 ページを御覧いただきたい。初めに歳入についてご説明する。①市有地売却収入については、別に机の上に配付している資料、専決補正（不動産売却収入）についてを御覧いただきたい。

カラーのイラストというか、図面が入った資料である。売却した市有地であるが、松江市玉湯町湯町 2066 番地、旧玉湯幼稚園跡地で、面積は 2,722.78 平方メートルである。

玉湯幼稚園は、令和 3 年 4 月に玉湯学園内に移転新築したため、それまで使用していた施設を令和 3 年度に解体をしている。この度、その跡地の売却を行ったもので、一般競争入札を行った結果、1 件の応札があり、松江市東津田町のハウジングスタッフ株式会社に売却をした。売却による収入は 6,460 万円で、これを歳入補正するものである。

続いて、議案の②ふるさと指定寄附金である。ふるさと指定寄附金は、松江市ふるさとづくり寄附条例に基づき、使い道を指定した寄附金の申出があったため、寄附者の意向を尊重し、教育の振興を目的として、ふるさと指定寄附金 100 万円を受入れ、「夢☆未来」ふるさと・キャリア教育推進事業費に充当をしている。

③総合文化センター整備事業費であるが、これは事業費の確定により借入れを行わなかった市債を減額し、財源の更正を行うものである。補正額は 9,490 万円の減額である。

次に、議案 23 ページの歳出である。歳出については、手当等人件費の決算見込みによる減額である。

説明は以上である。

○藤原教育長

報告が終わった。この件について質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（1）は以上とする。

【その他報告（1） 松江市児童クラブ条例の一部改正について】

○藤原副教育長

議案の 25 ページを御覧いただきたい。児童クラブの管理運営については、指定管理制度の導入により、現在、非公募で地元運営委員会を指定管理者に指定して行っているところである。

この度の改正は、令和 7 年度から一部の児童クラブの指定管理者について公募により募集をすることとしており、民間事業者等が指定管理者に指定されることとなっている。

その際、児童クラブの料金について、今までは市のほうに納めていただいていたが、

指定管理の導入後には、民間事業者等が指定管理者になり、その料金を指定管理者の収入にするというように条例を改正するとしている。

なぜそうするかと申し上げると、民間事業者等は様々な決済方法を持っているため、利用される方の利便性が高まるということが1つある。もう1つは、市の職員の収納事務、それが軽減されるというこの2つの狙いがある。

26 ページを御覧いただきたい。具体的な改正の内容が書いてある。表の中の改正後の欄の下のところであるが、第 11 条を見ていただくと、利用料金という条項が加わっている。これは地方自治法の規定によるものであるが、市が収受する場合にはこれを使用料と呼んでおり、逆に指定管理者が収受する場合については利用料金という使い分けを行っている。今回は指定管理者が収受できることにするために、利用料金という条項が加わっている。

また、利用料を指定管理者の収入にするということで、利用料金の金額の決定や、あるいは料金の減免、料金を支払わない場合に退会させる旨を決定することができるため、新たにそのことを加えたものが第 4 条のところで掲載している。

説明は以上である。

○藤原教育長

報告が終わった。この件について質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告（2）は以上とする。

7 次回教育委員会会議の予定

【令和 6 年度第 2 回教育委員会会議】

日時：令和 6 年 7 月 18 日（木）10：00～

場所：教育委員会室

8 その他

○藤原教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

9 閉会宣言（藤原教育長）